

#### 別紙4 リスク分担表

負担者について、「●」は主負担、「▲」は従負担とする。

リスク分担表 1/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			局	事業者
共通	契約締結	募集要項等の記載内容の変更、誤記および提示漏れに関するもの	●	
		局の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止	●	
		事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延、中止		●
		局、事業者いずれの責に帰すべき事由により、契約が結べない、契約手続に時間がかかる場合	● <sup>1</sup>	● <sup>1</sup>
	制度関連	債務負担行為などの議決が得られない場合	●	
		浄水業務の縮小・拡充に伴う、事業の対象範囲の変更に関するもの	●	
	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	●	
		上記以外の法制度の新設、変更等		●
	許認可	事業者が取得する許認可の遅延に関するもの		●
		上記以外の許認可の遅延に関するもの	●	
	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		●
		消費税の変更に関するもの	●	
	社会	事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償等 ・ 調査・設計、建設段階における騒音、振動、光、臭気に関するもの ・ 調査・設計、建設段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するもの		●
		局の責に帰すべき事由による第三者賠償等	●	

<sup>1</sup> いずれの責に帰すべき事由によらないため、双方が責任を負わない（損害賠償請求は行わない）。

リスク分担表 2/4

段階	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				局	事業者
共通	社会	住民対応	本事業に対する、又は局の要求に起因する住民の反対運動等	●	
			調査・設計、施工に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		●
		環境問題	局の要求に起因する環境問題	●	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		●
	業務	想定外業務	第三者の加害行為（破壊、盜難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行	●	▲ <sup>2</sup>
			関連経費および予備要員の配置又は応援要員の確保		●
	労務	教育・研修 不正犯罪	事業者の従業員の不誠実行為（贈収賄、情報漏洩等）による業務停止、契約解除		●
			事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
	事故災害		局の責に帰すべき事由によるもの	●	
			更新整備の不備によって見学者が怪我をした場合		●
	見学者対応	事業者の発注する業務	事業者が発注する業務の契約内容の変更等		●
			各種負担金	●	
	関係機関等の調整	補助金・起債	補助金受給、起債の借入に関するもの	●	
			局の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの	●	
	事業の中止		事業者の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの（建築確認申請、電気・ガス事業者の調整等）		●
			局の責に帰すべき事由による事業の中止等	●	
			事業者の責に帰すべき事由による事業の中止（事業者の経営破綻等）		●

<sup>2</sup> 事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは局のリスク分担とする。

リスク分担表 3/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			局	事業者
共通	不可抗力	戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等	●	▲ <sup>3</sup>
	計画変更	局の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更に関するもの	●	
	契約不履行	事業者の責に帰すべき事由による契約不履行(事業者の更新整備した施設・設備の性能不足)		●
	物価変動	更新整備期間中の物価変動 上記以外によるもの	● ●	▲ <sup>4</sup>
調査・設計	測量・調査	局が実施した測量・調査に関するもの	●	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	●	
		現地調査時における安全確保		●
		上記以外の測量・調査に関するもの		●
計画・設計	計画・設計・仕様変更	局の請求による変更、不備 事業者からの請求による変更、不備	● ●	
	各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	●	
建設	用地	事業用地の確保に関するもの	●	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加確保		●
		地中障害物(仮設材、土壤汚染、不発弾等)やその他予見できること	●	
	工事遅延	局の責に帰すべき事由による完工遅延	●	
		事業者の責に帰すべき事由による完工遅延		●
	工事監理	工事監理 <sup>5</sup> に関するもの		●
		工事現場管理 <sup>6</sup> に関するもの		●
	工事費増大	局の責に帰すべき事由による工事費増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大		●

<sup>3</sup> 一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する。<sup>4</sup> 一定の割合を超える物価変動は局、それ以外は事業者が負担する。<sup>5</sup> 工事監理：設計図書との照合により工事が設計どおりに施工されているかの確認。建築士法第2条第7項で定義されている建築士が実施する。<sup>6</sup> 工事現場管理：工事現場全体の工程、材料、安全、原価管理等を行う。現場監督。

リスク分担表 4/4

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			局	事業者
建設	施設損傷	施設の引渡し前に生じた不可抗力 <sup>7</sup> による施設損傷	●	▲ <sup>8</sup>
	性能未達	要求性能不適合（施工不良を含む。）の場合		●
	施設の 契約不適合	施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間中）		●
		施設の契約不適合が発見された場合（契約不適合責任期間後）	●	
	安全確保	工事現場における事故等の発生		●
終了	終了手続き	契約終了手続きに伴う、諸費用の発生に関するもの		●

<sup>7</sup> 戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等。<sup>8</sup> 一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担する。